### - 労災保険率表 (令和6年4月1日現在) ----

事業の種類の分類	番号	事業の種類	労災保険率
林業	02又は03		52/1,000
	11	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	18/1,000
漁業	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37/1,000
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)又は石炭 鉱業	88/1,000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13/1,000
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5/1,000
	25	採石業	37/1,000
	26	その他の鉱業	
独 設 事 楽	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	26/1,000
	_		34/1.000
	32	道路新設事業	11/1.000
	33	舗装工事業	9/1,000
	34	鉄道又は軌道新設事業	9/1,000
	35	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	9.5/1,000
	38	既設建築物設備工事業	12/1,000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6/1,000
	37	その他の建設事業	15/1,000
	41	食料品製造業	5.5/1,000
	42	<b>繊維工業又は繊維製品製造業</b>	4/1,000
	44	木材又は木製品製造業	13/1,000
	45	パルプ又は紙製造業	7/1,000
	46	印刷又は製本業	3.5/1,000
	47	化学工業	4.5/1,000
	48	ガラス又はセメント製造業	6/1,000
	66	コンクリート製造業	13/1,000
	62	陶磁器製品製造業	17/1,000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23/1.000
	50	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	6.5/1,000
	51	非鉄金属精錬業	7/1,000
製造業	52	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	5/1,000
衣 坦 朱	53	鋳物業	16/1,000
	54	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)	9/1,000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めっき業を除く。)	6.5/1,000
	55	めっき業	6.5/1,000
	56	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船 舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	5/1,000
	57	電気機械器具製造業	2 /1 000
	58	也	3/1,000
	59	制	4/1,000
	60	和和教題又は1972年来 計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	23/1,000
	64	司 単益、元子 候機、時前 守 製道来( 也 从 候機 益 共 製道 来 を除く。) 貴 金属製品、装身具、皮 革製品等製造業	2.5/1,000
	61	真金典製品、袋牙具、皮車製品等製造業 その他の製造業	3.5/1,000
	71		6/1,000
	71	交通運輸事業 賃物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	4/1,000
運 輸 業	73	は初取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾何仅業を除く。) 港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	8.5/1,000
		港湾貨物収扱事業(港湾何仅業を除く。) 港湾荷役業	9/1,000
74 電気、ガス、水道、 37 は 数 (# 20 の # 37 81		電気、ガス、水道又は熱供給の事業	12/1,000 3/1,000
又は熱供給の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	12/1 000
	95	展来又は海川無来以外の無来 清掃、火柴又はと畜の事業	13/1,000
	93	旧市、大 非 又はと	13/1,000
	96	The second secon	6/1,000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業 通信業 佐澤素 毎四素フけ山馬素	6.5/1,000
	98	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1,000
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3/1,000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1,000
	94	その他の各種事業	3/1,000

### 90 船舶所有者の事業 42/1,000

# 令和6年度版

主が労働者の保険料負担を軽減するために支給するもの)

## 労働保険料等の算定基礎となる賃金早見表 (例示)

賃金総額に算入するもの	賃金総額に算入しないもの					
○超過勤務手当・深夜手当・休日手当等 ○扶養手当・子供手当・家族手当等 ○宿、日直手当 ○役職手当・管理職手当等 ○地域手当 ○住宅手当 ○教育手当 ○単身赴任手当 ○技能手当 ○特殊作業手当 ○突励手当 ○物価手当 ○調整手当 ○賞 与 ○通勤手当 ○定期券・回数券等 ○休業手当(労働基準法第26条の規定に基づくもの) ○雇用保険料その他社会保険料(労働者の負担分を事業主	<ul> <li>○休業補償費(業務災害、通勤災害に係るもの)</li> <li>○結婚祝金</li> <li>○死亡弔慰金</li> <li>○災害見舞金</li> <li>○増資記念品代</li> <li>○私傷病見舞金</li> <li>○解雇予告手当(労働基準法第20条の規定に基づくもの)</li> <li>○年功慰労金</li> <li>○出張旅費・宿泊費・赴任手当等(実費弁償的なもの)</li> <li>○制 服</li> <li>○会社が全額負担する生命保険の掛金</li> <li>○財産形成貯蓄を奨励援助するため事業主が労働者に対して支払う一定の率又は額の奨励金等(労働者が行う財産形成貯蓄を奨励援助するため事業主が労働者に対して支払う一定の率又は額の奨励金等)</li> <li>○創立記念日等の祝金(恩恵的なものでなく、かつ、全労働者又は相当多数に支給される場合を除く)</li> <li>○チップ(奉仕料の配分として事業主から受けるものを除く)</li> <li>○住居の利益(一部の社員に社宅等の貸与を行っているが、他の者に均衡給与が支給されない場合)</li> <li>○退職金(退職を事由として支払われるものであって、退職時に支払われるもの又は事業主の都合等により退職前に一時金として支払われるもの)</li> </ul>					

## 一雇用保険率表(令和6年4月1日現在)——

	令和5・6年度共通(確定・概算保険料の計算に使用)		
事業の種類	① 被保険者負担率	② 事業主負担率	①+② 保険率
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
農林水産 <sup>※</sup> 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖の事業等は除かれ、一般の事業の率が適用されます。